

議案第 83 号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 20 年 6 月 2 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分する。

平成20年 4 月 30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第18条第4号中「及び区内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」を削る。

第20条第1項第2号アからケまでを次のように改める。

ア 次に掲げる法人 年額 50,000円

- (ア) 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）
- (イ) 人格のない社団等（法第294条第8項に規定する人格のない社団等をいう。以下この節において同じ。）
- (ウ) 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（(ア)及び(イ)に掲げる法

人を除く。)

- (エ) 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2において準用する令第6条の23の2の規定により算定した純資産額）をいう。イからケまでにおいて同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び(ウ)に掲げる法人を除く。イからケまでにおいて同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、区内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数（イからケまでにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの
- イ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 120,000円
- ウ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10,000,000円を超え100,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 130,000円
- エ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10,000,000円を超え100,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 150,000円
- オ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100,000,000円を超え1,000,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 160,000円
- カ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100,000,000円を超え1,000,000,000円以下であるもののうち、従業者

数の合計数が50人を超えるもの 年額 400,000円

キ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000,000,000円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの
年額 410,000円

ク 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000,000,000円を超え5,000,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 1,750,000円

ケ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が5,000,000,000円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの
年額 3,000,000円

第20条第2項中「若しくは第4号」を削る。

第23条の4第1項第1号中「法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもの」を「人格のない社団等」に改める。

第25条の11の見出し、第25条の12の見出し及び第25条の13の見出し中「法人等」を「法人」に改める。

附則第8項中「第16条第1項」を「第15条の6第1項」に改める。

附則第9項中「第16条第8項」を「第15条の9第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(法人の市民税に関する経過措置)

2 次項及び附則第4項に定めるものを除き、改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の市民税に関する部分は、平成20年4月1日（以下「適用日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び適用日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、適用日前

に開始した事業年度分の法人の市民税及び適用日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

3 改正前の条例（以下「旧条例」という。）第18条第4号に規定する法人でない社団又は財団（地方税法（昭和25年法律第226号）第294条第8項に規定するものを除く。）に対して課する平成19年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。

4 新条例第20条の規定（同条第1項第2号ア(7)に掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成20年度以後の年度分の法人の市民税の均等割について適用し、旧条例第20条第1項第2号アに規定する法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人を含む。）で均等割のみを課されるものに対して課する平成19年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布され、市民税等について一部改正が行われたが、そのうち法人の市民税の規定の整備等については、同月1日から施行されることとなり、早急に川崎市市税条例の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたため